

インフルエンザ予防接種の自己負担額の改定について

1 経緯

インフルエンザの予防接種は、予防接種法に基づき、65歳以上の高齢者等を対象に、毎年10月から翌年1月末の期間に実施している。

インフルエンザウイルスは毎年のように変化するため、その年に接種するワクチンの株を厚生労働省が決定しており、例年、A型2株、B型1株を含む3価のワクチンを接種していた。近年のインフルエンザの流行は、B型についても2系統の混合流行が続いており、世界的にもA型2株、B型2株を含む4価のワクチンが導入されていることから、今年度からは日本においても4価のワクチンが導入されることとなった。これに伴い、ワクチン価格が500円増額となったため、東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会において協議し、予防接種の単価及び自己負担額を改定することになった。

2 ワクチン名及び接種対象者

○ ワクチン名：インフルエンザHAワクチン

【平成27年度インフルエンザHAワクチン製造株】

A型株 A／カルフォルニア／7／2009 (X-179A) (H1N1) pdm09

A／スイス／9715293／2013 (NIB-88) (H3N2)

B型株 B／プーケット／3073／2013 (山形系統)

B／テキサス／2／2013 (ビクトリア系統)

○ 接種対象者^{以下}

① 65歳の者

② 60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者

3 改定内容

	現行	改定後
単価（税込）	4,632円	5,172円
自己負担額※	2,200円	2,500円

※接種対象者のうち、生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付受給者は自己負担額を免除する。

4 適用日

平成27年10月1日

5 周知

対象者に個別通知するほか、ホームページ、区報（9月15日号）で周知する。